平成２３年（フ）第５７２号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番４―304号
債務者　前田　尚子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
埼玉県戸田市大字新曽1092番地　細野マンション202号室
債務者　松井　　明
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８９号
埼玉県戸田市大字新曽1092番地　細野マンション202号室
債務者　松井　豊子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５９号
さいたま市浦和区上木崎１丁目８番10―302号
債務者　廣瀬　美幸
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８２号
埼玉県川口市末広１丁目27番８号　１Ｆ
債務者　小原　チエ
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
埼玉県富士見市関沢２丁目８番26―204号
債務者　吹原美由紀
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０号
静岡県掛川市中央２丁目21番地の10　ハイツタナカⅢ103号室
債務者　小松　明彦
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
静岡県掛川市青葉台22番５号　ハイツミナミⅠ―101
債務者　阿部　英智
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第５号
岡山県新見市新見2243番地３
債務者　大西　　卓
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
岡山地方裁判所新見支部

平成２３年（フ）第１３号
岩手県久慈市湊町第22地割33番地１
債務者　横道しのぶ
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月19日午前10時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１２３２号
神奈川県大和市下鶴間3030番地７　利幸ビレッジⅡ205
債務者　畠山むつ子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６号
熊本県八代市岡町中1371番地
債務者　中嶋　清司
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３９号
熊本県八代市日奈久新田町3597番地
債務者　西村　　生
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第４１号
熊本県八代市鏡町内田537番地１養護老人ホームすずらんの杜、住民票上の住所熊本県八代市鏡町内田537番地
債務者　山口登代子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２０４８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻755番地１
破産者　有限会社ボーンチャイナ
1　決定年月日　平成23年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４４３号
札幌市豊平区月寒東２条12丁目12番９号
破産者　有限会社カーショップ伊深
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３号
栃木県那須塩原市塩原617番地６
破産者　君島　征夫
1　決定年月日　平成23年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係